

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成19年6月8日京都市条例第4号）（理財局税務部主税課）

地方税法の一部改正等に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 法人等の市民税

信託に係る税制について、次のとおり整備を行います。

- (1) 人格のない社団等，個人等が法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいいます。以下同じ。）の引受けを行う場合に法人税割額によって市民税を課することとします。（第17条及び第18条関係）
- (2) 法人課税信託の受託者について，信託資産等及び固有資産等ごとに，受託者をそれぞれ別の者とみなして市民税の所得割，法人税割等に関する規定を適用することとします。（第17条の2関係）
- (3) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人となった者に本市の区域内に有する事務所等を申告させることができることとするとともに，当該者に係る法人税割額によって課する市民税の申告納付の手続を定める等の措置を講じます。（第28条第8項及び第32条の9関係）

2 その他

その他必要な規定の整備を行います。

上記1の改正は信託法（平成18年法律第108号）の施行の日から，上記2の改正は平成20年1月1日（当該改正の一部については，同年4月1日）から施行することとしました。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年6月8日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第4号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項各号列記以外の部分中「均等割額により」の右に「第5号に掲げる者に対しては法人税割額により」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。

以下同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの

第17条第4項中「含む。）」の右に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「これに」を削る。

第17条の2を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第17条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（法第294条の2第1項に規定する信託資産等をいう。以下同じ。）及び固有資産等（同項に規定する固有資産等をいう。以下同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第18条から第20条まで、第26条、第28条の3及び第37条の7を除く。第3項及び第4項において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 所得税法第6条の3の規定は、前2項の規定をこの節の規定中個人の市民税に関する規定において適用する場合について準用する。

4 法人税法第4条の7の規定は、第1項及び第2項の規定をこの節の規定中法人の市民税に関する規定において適用する場合について準用する。

第18条各号列記以外の部分中「市民税」を「均等割」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項各号のいずれかに該当する者に対しては、法人税割を課さない。ただし、これらの者が収益事業又は法人課税信託の引受けを行う場合は、この限りでない。

第28条第5項中「より給与所得」の右に「若しくは公的年金等に係る所得」を加え、同条に次の1項を加える。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第17条第5号に掲げる者に該当することとなった者に、本市の区域内に有する事務所又は事業所の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。申告に係る事項に変更が生じた場合も、同様とする。

第32条の9中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に改める。

附則第4条の2中「、各連結事業年度分又は各計算期間分」を「又は各連結事業年度分」に改める。

附則第4条の3第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「予定申告法人」の右に「及び受託法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあっては、当該受託者である個人）について、第17条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者として第2章第1節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。）」を加え、「、各連結事業年度分又は各計算期間分」を「又は各連結事業年度分」に改める。

附則第18条の2第3項中「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、信託法（平成18年法律第108号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第28条第5項の改正規定 平成20年1月1日

(2) 附則第18条の2第3項の改正規定 平成20年4月1日

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(理財局税務部主税課)